

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公開番号】特開2009-146456(P2009-146456A)

【公開日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2009-78558(P2009-78558)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 06 Q 30/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 A

G 06 F 17/60 3 1 8 Z

G 06 F 15/00 3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月15日(2009.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータネットワークに接続されるようになっている、各々がメモリを有する複数のワークステーションと、

発信データを前記コンピュータネットワークに送信し、着信データを前記コンピュータネットワークから受信するための、各ワークステーションの前記メモリに記憶されたアプリケーションと、

前記発信データの送信が開始される際に前記発信データの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、ポリシーデータ及び前記判断された1つ又はそれ以上の詳細に従って前記アプリケーションからの前記データの送信を制御するように前記ポリシーデータと協働して作動可能である、前記アプリケーションに組み込まれたアナライザと、  
を含み、

前記ポリシーデータは、前記複数のワークステーションに対して中央集中的に定義され、前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、その詳細に依存して前記発信メッセージの前記送信を制御するための規則を含むことを特徴とする情報管理システム。

【請求項2】

前記アナライザは、発信データの送信を阻止するように作動可能であることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記アナライザは、インターネット上のウェブサイトが禁止ウェブサイトの所定のリストにあると判断した場合、及び、前記発信データが1つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含むと判断された場合、発信データがインターネット上の前記ウェブサイトに送信されるのを防止するように作動可能であることを特徴とする請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項4】

前記アプリケーションは、ウェブブラウザであることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載のシステム。

**【請求項 5】**

前記アナライザは、前記ウェブブラウザのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項4に記載のシステム。

**【請求項 6】**

前記アプリケーションは、電子メールクライアントであることを特徴とする請求項1又は2に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記アナライザは、前記電子メールクライアントのプラグイン・モジュールであることを特徴とする請求項6に記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記アプリケーションは、インスタントメッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項1又は2に記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記アナライザは、前記インスタントメッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項8に記載のシステム。

**【請求項 10】**

前記アプリケーションは、音声メッセージングアプリケーションであることを特徴とする請求項1又は2に記載のシステム。

**【請求項 11】**

前記アナライザは、前記音声メッセージングアプリケーションのプラグインであることを特徴とする請求項10に記載のシステム。

**【請求項 12】**

スーパバイザ・ワークステーションを更に含み、

前記ポリシーデータは、前記スーパバイザ・ワークステーションのユーザが前記ポリシーデータを編集することができるよう、前記スーパバイザ・ワークステーションによってアクセス可能であることを特徴とする請求項1～11のいずれか1項に記載のシステム。

**【請求項 13】**

コンピュータネットワークに接続されるようになっている、各々がメモリを有し、発信データを前記コンピュータネットワークに送信し、着信データを前記コンピュータネットワークから受信するためのアプリケーションが該メモリに記憶された複数のワークステーションを含むシステムにおいて、前記複数のワークステーションによって実行される、情報を管理する方法であって、

前記アプリケーションに組み込まれ、ポリシーデータと協働して動作可能なアナライザを用いて、前記発信データの送信が開始される際に前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断するように、前記発信データを解析する段階と、

前記ポリシーデータ及び前記1つ又はそれ以上の詳細に従って、前記アプリケーションからの前記データの送信を制御する段階と、  
を含み、

前記ポリシーデータは、前記複数のワークステーションに対して中央集中的に定義され、前記発信メッセージの1つ又はそれ以上の詳細を判断し、その詳細に依存して前記発信メッセージの前記送信を制御するための規則を含むことを特徴とする、情報を管理する方法。

**【請求項 14】**

前記制御する段階は、前記発信データの送信を阻止することを含むことを特徴とする請求項13に記載の方法。

**【請求項 15】**

前記解析する段階においてインターネット上のウェブサイトが禁止ウェブサイトの所定のリストにあると判断された場合、及び、前記発信データが1つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含むと判断された場合、発信データがインターネット

上の前記ウェブサイトに送信されるのを防止する段階を含むことを特徴とする請求項13又は14に記載の方法。

【請求項16】

ネットワークへの発信データの送信を制御するための規則を含む、中央集中的に定義される、複数のコンピュータに対するポリシーデータへのアクセスを有する、前記ネットワークに接続された前記複数のコンピュータのうちの1つのコンピュータを、情報を管理するように制御するためのコンピュータプログラムであって、

発信データを前記ネットワークに送信して着信データを前記ネットワークから受信するように作動可能である、前記コンピュータで実行されるアプリケーションに組み込まれたアナライザを用いて、前記発信データの送信が開始される際に前記ポリシーデータの前記規則と協働して前記発信データの1つ又はそれ以上の詳細を判断するように前記発信データを解析する段階と、

前記ポリシーデータ及び前記発信メッセージの前記1つ又はそれ以上の詳細に従って前記アプリケーションからの前記データの送信を制御する段階と、  
を前記複数のコンピュータのうちの1つのコンピュータに実行させるためのコンピュータプログラム。

【請求項17】

前記制御する段階は、前記発信データの前記送信を阻止することを含むことを特徴とする請求項16に記載のコンピュータプログラム。

【請求項18】

前記解析する段階においてインターネット上のウェブサイトが禁止ウェブサイトの所定のリストにあると判断された場合、及び、前記発信データが1つ又はそれ以上の所定のキーワード又はキーワードの組合せを含むと判断された場合、発信データがインターネット上の前記ウェブサイトに送信されるのが防止されることを特徴とする請求項16又は17に記載のコンピュータプログラム。